

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
研究費の取扱いに関する規程

平成20年4月25日
規程第21号

改正 平成21年3月31日規程第84号
改正 平成22年3月31日規程第20号
改正 平成25年9月27日規程第22号
改正 平成26年11月28日規程第25号
改正 平成30年3月29日規程第21号
改正 平成31年3月28日規程第24号
改正 令和3年11月26日規程第43号
改正 令和4年1月26日規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「研究費」とは、機構が管理する全ての経費をいう。

2 この規程において「研究所等」とは、各研究所、各研究施設、研究拠点及び管理局をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金等を配分する機関の定め、機構の関係規程等に違反して研究費を使用することをいう。

(最高管理責任者)

第4条 機構の研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者を置き、機構長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、機構全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、第5条及び第6条で定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮す

る。

- 5 最高管理責任者は、不正防止対策の実施状況やその効果等について、役員会等における審議事項として役員等と議論を深めるなど、研究費不正根絶に向けた機構全体の取組を主導する。
- 6 最高管理責任者は、様々な啓発活動を定期的実施することにより、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第5条 機構に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、理事（財務担当）をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 研究所等における研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、当該研究所等の長をもって充てる。ただし、研究所等以外の機構の組織については、統括管理責任者をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、当該研究所等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、当該研究所等内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、研究費の執行等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、当該研究所等内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を実施する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、実効的な管理監督を行うため、必要に応じて複数の副責任者を任命することができる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第7条 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、実効的な管理監督を行うものとする。

- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、コンプライアンス推進責任者が行う不正防止に係る取組を実施するために必要な措置を講じる。

(組織体制)

第8条 最高管理責任者の下に、不正防止計画推進室を設置する。

- 2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 理事（研究担当）
 - (3) コンプライアンス推進責任者

- (4) 各研究所等のコンプライアンス副責任者のうちから 各1名
 - (5) 管理局の部長
 - (6) その他機構長が指名する者
- 3 不正防止計画推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
 - 4 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 不正を発生させる要因を把握し、研究費を適正に運営及び管理するために、不正防止計画を策定すること。
 - (3) 科学研究に携わる者の行動規範（平成18年7月21日役員会決定）及び研究費の運営及び管理に関する行動規範（平成20年4月25日役員会決定）の浸透を図るための方策に関すること。
 - (4) 不正防止計画への取り組みに対する機構全体の観点からのモニタリングに関すること。
 - (5) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
 - 5 最高管理責任者は、不正防止計画の推進に当たり、機構以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
 - 6 不正防止計画推進室の事務は、関係部課の協力を得て、研究協力部研究協力課において処理する。

(相談窓口)

第9条 機構における研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、研究協力部研究協力課長とする。
- 3 相談窓口は、機構における研究費に係る事務処理手続に関する機構内外からの問い合わせに対し、関係部課の協力を得て誠意をもって対応し、機構における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(受付窓口)

第10条 機構における研究費の不正の告発に適切に対応するため、受付窓口を置く。

- 2 受付窓口は、監査室長とする。
- 3 受付窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(契約事務)

第11条 機構における製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る発注又は給付の完了の確認をするための検査等の契約事務（以下「契約事務」という。）は、機構長から委任を受けた者が適切に処理しなければならない。

- 2 前項の契約事務の範囲は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務会計事務の委任に関する規則（平成16年規則第3号）による。
- 3 契約事務に関し必要な事項は、別に定める。

(調査)

第12条 研究費の取扱いに関し不正使用の疑いがあった場合の調査その他の措置については、別に定める。

(処分)

第13条 研究費の取扱いに関し不正使用を行った職員、並びに不正な取引に関与した業者に対する処分は、別に定める。

(モニタリング)

第14条 第8条第4項第4号に定めるモニタリングの実施方法については、別に定める。

2 モニタリングは、定期的を実施する。ただし、最高管理責任者が特に命じた事項については、随時実施する。

(監事及び内部監査)

第15条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機構全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 研究費に係る内部監査は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構内部監査規程（平成18年規程第27号）に基づき、最高管理責任者の直轄組織である監査室が実施する。

3 内部監査の実施に当たっては、監事、会計監査人及び監査室が、それぞれの意見形成に相互に影響を及ぼすことを避けつつ、連携して効率的・効果的かつ多角的な監査を実施するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則（平成20年4月25日規程第21号）

1 この規程は、平成20年4月25日から施行する。

2 競争的資金等の取扱いに関する規程（平成19年10月30日規程第58号）は廃止する。

附則（平成21年3月31日規程第84号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年3月31日規程第20号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成25年9月27日規程第22号）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附則（平成26年11月28日規程第25号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規程第21号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規程第24号）
この規程は、平成31年3月28日から施行する。

附 則（令和3年11月26日規程第43号）
この規程は、令和3年11月26日から施行する。

附 則（令和4年1月26日規程第11号）
この規程は、令和3年12月16日から施行する。